

岩手県医療局管理規程第 12 号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和 42 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定する職、支給割合及び額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 別表に掲げる職にある職員に支給する給料の特別調整額は、別表に掲げる 1 種から 6 種までの区分に応じ、当該職にある職員の給料月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 5 種 100分の12。ただし、事務局長並びに宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、100分の14</p> <p>(6) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p>	<p>(指定する職、支給割合及び額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 別表に掲げる職にある職員に支給する給料の特別調整額は、別表に掲げる 1 種から 6 種までの区分に応じ、当該職にある職員の給料月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 5 種 100分の12。ただし、事務局長並びに宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、100分の14</p> <p>(6) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 別表に掲げる職にある職員であつて次の各号のいずれかに該当するものの平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 本庁に置かれる職で別表の2種若しくは3種に区分されているもの又は病院に置かれる職で同表の3種に区分されているもの（事務局長に限る。）にある職員 100分の25</p> <p>(2) 本庁に置かれる職で別表の4種若しくは5種に区分されているもの又は病院に置かれる職で同表の1種、2種、4種若しくは5種に区分されているもの（副院長を除く。）にある職員 100分の15</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

給料の特別調整額表

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種

本庁		次長 病院改革室長	参事	総括課長 システム管理室 長 経営改革監 医師対策監 薬事指導監 臨床検査指導監 看護指導監		担当課長 栄養指導監
病院	院長（中央、宮古、大船渡、胆沢、久慈、磐井及び二戸の院長の職にある者で医療局が認めるものに限る。）	院長 周産期医療センター長	統括副院長 副院長（職務の級4級の職にある者で医療局長が認めるものに限る。） 事務局長（職務の級8級にある者に限る。）	副院長（医療局長が認める者に限る。） 事務局長（職務の級6級又は7級の職にある者に限り、主幹の職にある者を除く。） 薬剤部長 診療放射線技師長（中央に限る。） 臨床検査技師長（中央に限る。） 看護部長 事務局次長（中央に限る。）	事務局長（2種から4種までの欄に掲げられている事務局長を除く。） 総看護師長	薬剤科長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。） 診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。） 臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）

備考 2種から5種までの欄に掲げる職のうち医療局長が特に認めるものにあつては、当該職を占める職員に対する給料の特別調整額をその区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。